

半田市幼児教育支援委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市内に在住する心身に障がいがあると思われる幼児に対する幼稚園入園等の適切な教育支援を図るため、半田市幼児教育支援委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 心身に障がいがあると思われる幼児の実態把握及び調査
- (2) 心身に障がいがあると思われる幼児に対する適切な教育支援
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数以内で組織し、半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 医師 2名
- (2) 児童相談所及び児童福祉施設職員 3名
- (3) 保健師 2名
- (4) 幼稚園関係職員 2名
- (5) 学校教育課職員 2名

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育委員会が任命し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(結果報告)

第9条 委員長は、審議結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。